

2021年3月9日
東京エムオウユウ事務局

リモートPSC検査指針を採択 — COVID-19 対策の一環としての船上検査の代替措置 —

東京MOUでは、2020年のPSC検査件数が前年に比べ約4割減少するなど、域内のPSCの現場においても新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が及んでいるところでは、

本年1月にオンライン方式で開催された第31回PSC委員会では、このような状況下においても域内における海上の安全、海洋環境の保護、船員の居住・労働環境の保全を確保するためのPSCの重要性は変わらないとの認識の下、通常の訪船によるPSC検査の実施が困難な場合、現実的な代替措置としてPSC検査官の訪船を伴わずオンラインによるPSC検査（リモートPSC検査）を導入することが合意されました。当該合意に基づき、今般、東京MOUでは、リモートPSC検査を効果的かつ統一的に実施するための指針を採択し、**本年4月1日から運用実施**することと致しました。

同検査指針では、リモートPSC検査は、あくまでも新型コロナウイルス感染症の世界的流行下における代替的措置であり、その実施の可否については、各当局の法制度に従って決定することとした上で、以下のような原則・手順にて行うこととしています。

- PSC検査方法としてリモート検査を採用するか否かについては、各当局の裁量によるものとし、リモートPSC検査を船舶に強制してはならず、当局側と船舶側の合意の下で実施すること
- リモートPSC検査は、初期検査（証書類の確認、船舶の全般的な状況の確認等）に限定することを原則とすること、但し、各当局の国内法令に従い、十分な通信環境等が確保される場合には、詳細な検査（初期検査の結果、条約等の要件に適合していない明白な根拠が認められた場合に行う詳細な検査）を実施することを妨げないこと
- リモートPSC検査は一回限りとし、リモートで行ったPSC検査の次のPSC検査はリモートPSC検査とはしないことを原則とすること。
- リモート検査によりPSC検査を実施した場合にはデータベース（APCIS）においてリモート検査であることが判るような措置を講じること

お問合せ先

（公財）東京エムオウユウ事務局

03-3433-0621

担当：久保田、寧（ニン）

Editor's note

東京MOU：ポート・ステート・コントロールに関するアジア太平洋地域協力協定

(Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region) の略で、P S Cを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2021年1月25日現在、以下の21の当局がメンバーとなっている。また、メキシコが準メンバーとなっているほか、6の当局及び9のI G Oがオブザーバーとなっている。事務局は東京、データセンター (APCIS) はモスクワに所在。

メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港 (中国)、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パナマ (今回の会合にてメンバーとして承認)、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム

準メンバー：メキシコ

オブザーバー：カンボジア、北朝鮮、マカオ (中国)、サモア、ソロモン諸島、トンガ、U S C G、I M O、I L O、パリMOU、インド洋MOU、黒海MOU、リヤドMOU、カリブ海MOU、アブジャMOU、南米MOU (Viña del Mar Agreement)

ポート・ステート・コントロール (P S C)：海上人命条約、海洋汚染防止条約等で認められている寄港国の権利として実施する外国船舶への立入検査のこと。安全、保安、海洋環境保護、船員の作業居住条件に関する条約の規定に適合しているかを確認し、著しい欠陥が認められた場合には、航行停止処分 (detention) を行うことができる。条約の義務を十分に果たしていない旗国や船舶所有者に対し、条約への適合を促す効果が期待されている。